

## 風しんの追加的対策に係る請求について

### 風しんに関する追加的対策の実施について

風しんの追加的対策については、予防接種法施行令の一部を改正する政令等（平成31年政令第20号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が平成31年2月1日に公布されました。

本対策を実施するためには、実施主体である各市区町村と、各医療機関・健診機関（実施機関）の間で契約を締結する必要があり、契約を締結した医療機関（健診機関）から、風しん抗体検査及び定期予防接種の費用を本会へ**2019年6月**より受付を開始いたします。

#### 1. 受付方法

- ・受付締切日は毎月10日になります。

1階に受付窓口を設置している期間（ホームページの「受付案内」参照）には「風しん」と書いたジュラルミンの箱を用意いたしますのでその箱に投函してください。また、受付窓口が設置されていない期間は、2階の特定健診係までおいでください。

- ・郵送受付

郵送受付も毎月10日必着になりますので余裕をもって送付願います。診療報酬等と同封される場合は、風しん請求関係を別封筒に入れ「風しん」と記載し送付願います。

なお、郵送受付に関しましては、郵便事故等が起こる場合も考えられますので、記録が残るものや、追跡可能なものを推奨しております。

送付先：〒220-0003

横浜市西区楠町27番地1

- ・市町村受付

市町村等で受付される場合にも、郵送受付と同じように診療報酬とは別に風しん請求関係を別封筒に入れて「風しん」と記載して提出ください。

- ・支払日

風しん対策に係る費用のお支払いは、ご請求（10日受付）の翌月末となります。

なお、処理の都合によりお支払いが遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 2. 風しん対策の請求書・受診票等のダウンロード及び編綴方法について

- ・風しん対策の編綴については、次ページの別紙「風しん対策に係る請求書等の編綴方法」を参考にしてください。

また、請求書、受診票等のダウンロードにつきましては、厚生労働省健康局作成の「医療機関・健診機関向け手引き（第2版）」をご参照ください。

リンク先

受診票・予診票等様式

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html)

風しん対策手引き

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html)